



料金表

1 ユニット型介護福祉施設サービス費

令和6年8月1日

(円)

1割負担の場合	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日あたり	730	807	888	966	1,041
30日あたり	21,900	24,210	26,640	28,980	31,230

2割負担の場合	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日あたり	1,461	1,613	1,777	1,931	2,082
30日あたり	43,830	48,390	53,310	57,930	62,460

3割負担の場合	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日あたり	2,191	2,420	2,665	2,897	3,123
30日あたり	65,730	72,600	79,950	86,910	93,690

2 その他の体制加算等

(円)

加算項目		加算概要	1日あたり (1割の場合)
△	初期加算	入所日から30日に限り加算。30日を超える病院等への入院後に再度施設に戻ってきた際にも対象となります。	33
△	入院・外泊時加算	病院等への入院、自宅への外泊など、月に6日を限度として施設サービス費に変わり、負担していただきます。	269
○	看護体制加算(Ⅰ)	入所定員5人以上の施設で、常勤の看護職員を1名配置しています。	5
○	看護体制加算(Ⅱ)	(Ⅰ)に該当し、看護職員を規定人員より1名多く配置し、24時間の連絡体制を確保しています。	9
○	日常生活継続支援加算	新規入所者の総数のうち要介護状態区分が要介護4または要介護5の者の占める割合が100分の70以上で、介護福祉士の数が常勤換算で定められた人員います	51
○	夜勤職員配置加算(Ⅱ)	ユニット型で、入所定員が5人以上の施設で、夜間帯の人員を規定人員より多く配置しています。	20
○	個別機能訓練加算(Ⅰ)	看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種が協働して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、実施します。	13
○	個別機能訓練加算(Ⅱ)	個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している入所者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用します	22 (1か月あたり)
○	科学的介護推進体制加算	全ての入所者に対する医学的評価とそれに基づきリハビリテーションや日々の過ごし方についてのアセスメントを実施し、基本的な情報を厚生労働省に提出しています。	55
△	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	褥瘡を予防するため、計画書を作成し定期的に評価を行います。	4 (1か月あたり)
△	排せつ支援加算(Ⅰ)	排せつに介護を要する入所者ごとに原因を分析し、計画を作成し実施します。	11 (1か月あたり)
○	精神科医師療養指導加算	精神科を担当する医師による定期的な療養指導を月に2回以上行ないます。	6
○	自立支援促進加算	医師が入所者ごとに自立支援のために特に必要な医学的評価を行い、6か月に1回見直し、計画の策定等に参加します。	327 (1か月あたり)
△	療養食加算	医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する食事を提供します。	7 (1食あたり)
△	口腔衛生管理加算(Ⅱ)	歯科医師又は歯科衛生士が介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上を行ない、必要な情報を厚生労働省に提出します。	120 (1か月あたり)
△	経口維持加算(Ⅰ)	摂食機能障害、誤嚥の有ると認定しうる入所者に関して、医師または歯科医師、栄養管理士、看護師、介護支援専門員などの職種が共同して、入所者の食事の観察や介護を行います。そして入所者ごとに、経口による食事を継続できるようにするための経口維持計画を作成します。	436 (1か月あたり)
△	経口維持加算(Ⅱ)	入所者の食事の観察、会議に医師、歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士のいずれか1名以上が参加した場合に追加で加算されます。	109 (1か月あたり)
△	ADL維持等加算	多職種がADLを良好に維持・改善に努める計画を作成し、実施します。	33 (1か月あたり)
○	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。	11 (1か月あたり)
○	安全対策体制加算	事故発生の防止と発生時の適切な対応を行います。(入所時に1回限り)	22

△	看取り介護加算（Ⅰ）	看取りに関する指針を定め、入所者またはその家族に同意を得た上で看取り介護を行った場合に算定します。	死亡日45日～31日前	79
			死亡日30日～4日前	157
			死亡日前々日～前日	742
			死亡日	1,396
○	介護職員等 処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして 所定単位の140/1000		14.0%

※ ○・・・常時算定します △・・・都度算定します

3 食費

	(円)		(円)
1日あたり	1,670	⇒	30日あたり 50,100

4 居住費

	(円)		(円)
1日あたり	2,300	⇒	30日あたり 69,000

※ お部屋は施設で決めさせていただきます。

★介護保険負担限度額認定証に関して

区分	対象者	食費（1日）	居住費（1日）
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金の受給者で世帯全員が特別区民税非課税の方	300	880
第2段階	・本人、世帯分離している配偶者および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額を合わせて80万円以下で預金額が単身の場合650万円、夫婦の場合1650万円以下の方	390	880
第3段階①	・本人、世帯分離している配偶者および世帯全員が特別区民税非課税で、本人年金収入等80万円超120万円以下で預金額が単身の場合550万円、夫婦の場合1550万円以下の方	650	1,370
第3段階②	・本人、世帯分離している配偶者および世帯全員が特別区民税非課税で、本人年金収入等120万円超、預金額が単身の場合500万円、夫婦の場合1500万円以下の方	1,360	1,370

※ 住民票上の世帯は異なっていても、住民税が課税されている配偶者がいる方は対象外です。

※ 利用者負担第2段階、第3段階の方を分ける年金収入等に、非課税年金（遺族、障害年金）が含まれます。

※ 適用の可否につきましては、保険者（区市町村）にご確認ください。

5 日常生活費

1日あたり	実費（150円）
-------	----------

6 その他

医療費・薬剤費、理美容代等	実費
電気代	20円（一製品）
買い物代行費	500円（回）

【参考】

1割負担の場合

1か月の費用	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準額	145,500	147,810	150,240	152,580	154,830
（第3段階②）	108,300	110,610	113,040	115,380	117,630
（第3段階①）	87,000	89,310	91,740	94,080	96,330
（第2段階）	64,500	66,810	69,240	71,580	73,830
（第1段階）	61,800	64,110	66,540	68,880	71,130

2割負担の場合

1か月の費用	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準額	167,430	171,990	176,910	181,530	186,060

3割負担の場合

1か月の費用	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準額	189,330	196,200	203,550	210,510	217,290

※上記参考金額に「その他の体制加算等」及び「その他（実費）」は金額に含まれていません。